

令和5年度 京都府公立大学法人における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 障害者就労施設等の範囲

本方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労継続支援又は就労移行支援を行う事業に限る。）
 - エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
 - オ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
 - カ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
 - キ 自宅等において物品の調達、役務の提供等の業務を自ら行う事業所（在宅就業障害者）
 - ク 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）
- (2) 物品等の調達をあっせんし、又は障害者就労施設等と企業等との間の物品等の調達の仲介業務等を行う共同受注窓口である特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター

3 令和5年度調達目標

令和5年度における障害者就労施設等からの物品等の調達額が、前年度の実績額を上回ることを目標とする。

4 調達を推進する物品等

調達を推進する物品等は、本法人が調達する物品等のうち、印刷、清掃等障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 障害者就労施設等からの調達を円滑に進められるよう、積極的に障害者就労施設等からの調達が可能な物品等の情報収集を行う。
- (2) 物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達の必要性が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努めるとともに、調達する物品等の性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対する十分な説明に努める。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直したときは、法人ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績について、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を法人ホームページ等により公表する。